

# ○熊本県警察の被留置者の留置に関する訓令

平成 19 年 9 月 28 日

本部訓令第 20 号

## 【概 要】

本訓令は、留置施設の管理運営及び被留置者の処遇について定めたものである。

その内容は、

- 物品の貸与及び差入れ
- 金品の取扱い
- 保健衛生及び医療
- 書籍等の閲覧
- 規律及び秩序の維持
- 外部交通
- 不服申立て

等に関するものである。